公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成21年10月13日　名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　名古屋地方検察庁　平成21年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成21年10月13日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成12年10月ころから平成21年７月27日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

川端吉紀が個人で、又は同人らが種々の貸金業者名（検察官が既に把握している貸金業者名については、後記４の⑴を参照のこと）で、業として行った平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項及び第２項違反、又は同改正後の同法律第５条第２項若しくは第３項違反の罪のうち、法定の利率（１日当たり0.08パーセント又は0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照のこと）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名

ア　川端　吉紀（活動拠点は、主として名古屋市内。以下同じ。）

イ　タイキオート又はタイキ

ウ　マルシンオート又はマルシン

エ　テーコクオート又はテーコク

オ　ライブラオート又はライブラ

カ　プラウドオート又はプラウド

キ　キャッシュセブン

ク　マネック

⑵　上記貸金業者が利息等を受領した銀行等口座

ア　愛知銀行金山支店　名義ウエヤマ　トモヒロ　口座番号0700460

イ　岡崎信用金庫港支店　名義サノ　マサシ　口座番号3171188

ウ　ゆうちょ銀行（平成19年９月30日以前は「郵便局」。）　名義スケカワ　ユキヤ　記号番号12430―21316331

エ　三菱東京ＵＦＪ銀行（平成14年１月14日以前の銀行名は「東海銀行」、同月15日から同17年12月31日までの銀行名は「ＵＦＪ銀行」。以下同じ。）名古屋営業部（平成14年１月14日以前は「本店営業部」。）　名義カワバタ　ヨシノリ　口座番号5561374

オ　三菱東京ＵＦＪ銀行大津町支店　名義イナミ　ヒデオ　口座番号5091181

カ　三菱東京ＵＦＪ銀行勝川支店　名義ホンベ　タカヨシ　口座番号4632638

キ　三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋駅前支店　名義サトウ　ケンイチ　口座番号5716082

ク　三菱東京ＵＦＪ銀行今池支店　名義アオキ　シンジ　口座番号1820978

ケ　三菱東京ＵＦＪ銀行堀田支店　名義トガシ　ヒロユキ　口座番号1533698

コ　三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　名義イワセ　シンイチ　口座番号3671784

サ　三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　名義カトウ　アキラ　口座番号3523514

シ　三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　名義コマツ　コウセイ　口座番号3695817

ス　三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　名義ナガタ　タダシ　口座番号1851477

セ　三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　名義ハブキ　ノボル　口座番号3680785

ソ　三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　名義ヤマダ　マサキ　口座番号3695106

タ　三菱東京ＵＦＪ銀行小牧支店　名義トクトミ　ヨシヒロ　口座番号1723335

チ　三菱東京ＵＦＪ銀行一宮支店一宮東出張所（平成13年３月18日以前は「一宮東支店」。）　名義スケカワ　ユキヤ　口座番号1409375

⑶　主な犯行態様

ア　新聞広告や看板等の宣伝、電話による勧誘がある。

イ　貸付けは、手渡し又は銀行口座への振込によって行われる（利息は天引き）。

ウ　自動車等を担保とする場合がある。

エ　１週間ないし１か月ごとに返済し、返済が遅延すると遅延損害金が発生する。

オ　元利金等の支払いは、手渡し、現金書留又は指定された銀行口座への振込等によって行われる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金627万1,240円

6　支給申請期間　平成21年10月13日から平成21年12月11日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　名古屋地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成21年６月８日

⑶　確定年月日　平成21年６月23日

⑷　被告人の氏名又は名称　川端　吉紀

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、名古屋市中区金山１丁目11番10号金山ハイホーム707号等に事務所を設けて「タイキオート」、「マネック」等の名称で貸金業を営んでいたものであるが、法定の割合を超える割合による利息の契約をしてこれを受領するに当たり

ア　上山智浩らと共謀の上、平成17年９月12日から同年11月25日までの間、５回にわたり、顧客１名から、被告人らが法定の制限を超える高金利で貸し付けた金銭の利息を、名古屋市内の株式会社ＵＦＪ銀行金山支店（当時）に開設された「長田義」名義の普通預金口座に振込送金させて合計26万5,000円を同口座に預け入れさせ

イ　助川幸也らと共謀の上、平成17年11月17日から平成20年６月18日までの間、486回にわたり、顧客19名から、被告人らが法定の制限を超える高金利で貸し付けた金銭の利息を、上記株式会社ＵＦＪ銀行（平成18年１月１日株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行に商号変更）大津町支店等に開設された「井浪秀夫」名義の普通預金口座ほか２口座に振込送金させて合計636万5,000円を同３口座に預け入れさせ

もって犯罪収益等の取得について事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒460―8523 愛知県名古屋市中区三の丸４丁目３番１号

名古屋地方検察庁　被害回復事務担当

電話番号　052―961―1119

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（名古屋地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。